

高血圧・脂質異常症・糖尿病で通院中の方へ

2024年6月1日から診療報酬が改定になります。今回の改訂では、特定疾患管理料の対象疾患から『高血圧』『脂質異常症』『糖尿病』が除外となります。

当院では、厚生労働省の指針に従い、高血圧、脂質異常症、糖尿病が主病で通院の方には、個人に応じた「療養計画書」を作成し、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣管理料Ⅱ」を算定することになりました。

定期診察時に「療養計画書」について説明をさせていただいた後に、同意欄にサインをいただきます。

窓口でのご負担についても、これまでの金額から変更になりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○対 象 者：高血圧、脂質異常症、糖尿病が主病で通院の方

○開始時期：2024年6月1日

○療養計画書の発行：4か月に1回程度

○窓口負担：これまでの金額から変更になります

問合せ先：丸森町国民健康保険
丸森病院
電 話：0224-72-2131

